

令和8年度（令和7年分） 住民税、所得税の申告について

◆受付期間 令和8年2月12日（木）から3月13日（金）【土・日・祝日を除く。】
※期間中、土・日・祝日受付は、令和8年3月1日（日）限り。

◆受付時間 午前9時～午後3時30分【午前11時30分～午後1時を除く。】

◆受付場所 役場1階 申告特設会場（正面入口をに入って左側）

（1）申告が必要な方

令和8年1月1日現在、横浜町に住民登録がある方

※収入がない方も申告が必要です。（国民健康保険税や介護保険料の算定、児童手当、福祉サービス、課税（非課税）証明書の発行等に必要となります。）

（2）申告が不要な方

- ・ 税務署で所得税の確定申告をする（した）方
- ・ 給与所得者で勤務先から横浜町へ給与支払報告書が提出されている方
- ・ 公的年金に係る雑所得だけで、源泉徴収票に記載された控除以外に申告すべき控除がない方

（3）申告に必要なもの

対象	必要書類など
全 員	①マイナンバーカード、又はマイナンバー通知カードと本人確認書類（運転免許証など） ②通帳、キャッシュカード等、本人名義の口座番号が確認できるもの
所得関係	①給与・年金所得者：源泉徴収票（原本） ②営業・農業・不動産所得者：収支内訳書（※1） ③一時所得のある方：生命保険等の満期返戻金などの証明書 ④雑所得のある方：個人年金等の金額がわかる証明書 ⑤譲渡、配当所得のある方：売買契約書、証明書等収入金額や必要経費がわかるもの ⑥太陽光発電設備を設置している方：設置費用・年間発電量・売却電力量・売電収入がわかる書類
控除関係	①社会保険料（国民健康保険、介護保険料、国民年金保険料等）の領収書や納付証明書 ②生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料を支払った証明書 ③その他（医療費の明細書（※2）（領収書等）、雑損控除に係る領収書、障害者手帳、介護保険に係る障害者控除対象者認定書など）

※1 収支内訳書については整理・集計済みのものについて受付します。されていない場合は整理・集計後に受け付けします。また、送付は行っておりませんので必要な方は税務課窓口までお越し下さい。

※2 医療費の明細書については、医療を受けた人ごと、病院ごとに集計をお願いします。

(4) 申告日程表

受付日	対象町内名	受付日	対象町内名
2 / 1 2 (木)	善知鳥、ちどり町、烏帽子平	2 / 2 7 (金)	旭町・館町・椈名木
2 / 1 3 (金)	豊栄平・幸町	3 / 1 (日)	平日に来られない方
2 / 1 6 (月)	松栄・向沢	3 / 2 (月)	新町・塚名平
2 / 1 7 (火)	中吹越	3 / 3 (火)	桧木
2 / 1 8 (水)	吹越	3 / 4 (水)	大豆田
2 / 1 9 (木)	百目木	3 / 5 (木)	鶏沢
2 / 2 0 (金)	向平・緑町	3 / 6 (金)	有畑
2 / 2 4 (火)	三保野	3 / 9 (月)	浜田
2 / 2 5 (水)	新丁全域	3 / 1 0 (火)	期間中申告出来なかった方 ※土日は除く
2 / 2 6 (木)	大町・浜町	3 / 1 3 (金)	

◆お問合せ先

役場 税務課 ☎ 78-2111

～スマートフォンでも確定申告ができます～

マイナンバーカードを取得していて、マイナンバーカードを読み取れる対応スマートフォンを所有している方は、スマートフォンにて確定申告をすることができます。スマートフォンで確定申告を行うと添付書類の省略や、混雑する確定申告会場に行く必要がありません。(ただし、添付書類はご自宅で5年間保存していただく必要があります。) スマートフォンでの申告なら24時間いつでも申告することができるので大変便利です。